

鉱業権及び市有地の売却経緯について

1 鉱業権取得の経緯について

昭和37年6月21日開会 庄内町議会 第4回定例会 議事録要旨抜粋
答弁者：庄内町長

鉱業権の設定について一応経過の概要を説明いたします。

昨年4月で麻生綱分鉱山の閉山がはっきりしましたので、何かこれに代わるものをせねばならないと思い、田川線の国道から高倉に至るまでの鉱業権の状態を調査しました。

ほとんど全部が各種の鉱業権で押さえられており、幸いにこの図面の範囲のところが残っておりましたので、石灰石鉱業権の設定の準備を進め、八幡宮と山倉に通知をだしまして、山倉の方はどうしても話が纏まりませんでした。

これを除外することになり、町の鉱区を2鉱区に分けることになりました。八幡宮の土地は広く、町の土地も広いので、これと一緒に鉱業権を得たいと思っております。

この出願は許可になるかどうか解りませんが、でき得れば、これだけでも権利を取っておきたい。直接町がやらないにしても、これは他に譲ることができるという考えを持っております。

2 鉱業法の改正について（平成23年7月22日 公布）

【鉱業法の趣旨】

鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権（試掘権・採掘権）の賦与など、鉱業に関する基本的制度を規定した法律

【改正ポイント】

国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める制度体制の構築に改正

①許可基準の追加

「経理的基礎」、「技術的能力」、「社会的信用」を有していることが追加

②未着手鉱区に対する厳格運用

- ・複数鉱区を計画的に操業するため等のやむをえない理由以外は厳格に運用する。
- ・「経済事情の変動により採算が取れないこと」を理由とした未着手は認めない。

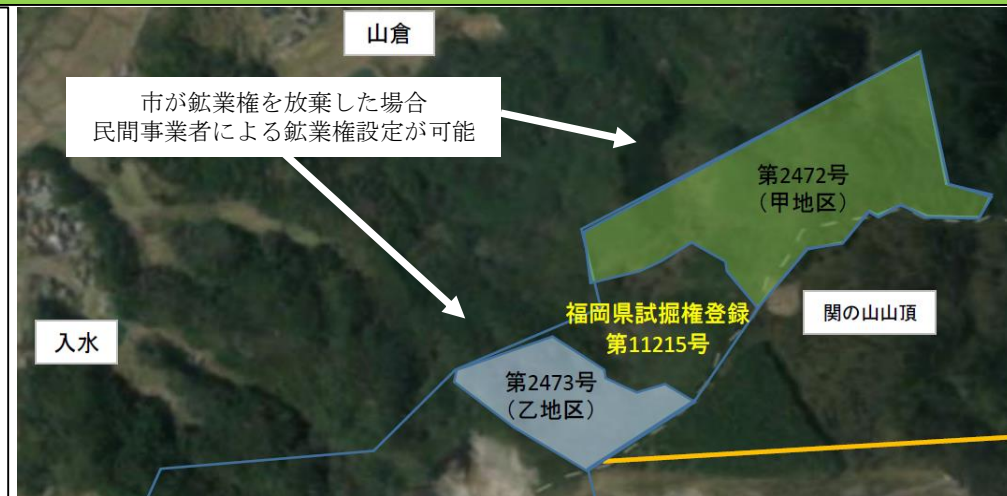
4 市の方針について

これまでの経緯・法改正等を踏まえ、市の選択肢は鉱業権の売却又は鉱業権の放棄の二者択一。結論として市は関の山山頂及び登山道を保持するための方策として乙地区鉱業権売却の方針を決定。

○鉱業権売却の場合・・・乙地区を売却することで、甲地区の事業着手を延長し、鉱業権設定以外の手段で「関の山」を守るための方策を検討。（民間事業者による甲地区の鉱業権設定を防ぐ）

○鉱業権放棄の場合・・・甲地区及び乙地区の鉱業権を同時に失い、民間事業者による鉱業権設定が可能となる。民間事業者による関の山山頂に鉱業権が設定され開発される可能性がある。

※市有地を売却しなければ開発されないとの意見については、市がたとえ売却しない場合でも鉱業法の趣旨や規定を踏まえると、開発される可能性がある。



3 事業着手の延期理由について

(1) 昭和38年8月から昭和48年8月まで【許可期間 1年間】

「資金難のため」

(2) 昭和49年9月から平成24年8月まで【許可期間 2年間】

「景気の変動により当該鉱区における生産コストが鉱物（石灰石）売買価格を著しく上回り、採算が取れる状況にないため。」

○法改正に伴い延期理由を下記のとおり変更



(3) 平成24年9月から令和2年8月まで【許可期間 2年間】

「経理的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉱害等諸問題を解消し、地元住民の合意が得られる事業者が現れれば、鉱業権の移転を認める。」

⇒平成24年10月及び平成27年 8月 山倉・入水地区住民説明（役員説明等を含め 計18回開催）

改正鉱業法及び事業着手の延期理由等について説明

関の山鉱山権売却に係る地元要望事項一覧(回答案)

区分	主項目	対策方針	具体的取り組み
1 防災対策	(1)水源涵養・保全	①保水対策 ②洪水対策 ③土砂災害対策	<p>【①②③】採掘は田川市側から進め、庄内地区側に影響の無いよう対応します。また、庄内地区側に影響のある場合には、飯塚市、近隣自治会等との事前協議の上、対応を行います。</p> <p><例> ・採掘区域における防災用調整池の設置、及び貯水した雨水の灌漑利用 なお、現在田川市見立地区に於いては濁水時には調整池からの送水を実施しています。また、入水地区ではポンプを設置し対応しています。</p> <p>※市による検討事項 ア、向田井堰きの改良及び浚渫 イ、山中溜池北側老朽水路の改良 ウ、山中溜池堤防改修に伴う用水の確保(ポンプ新設など)</p>
2 公害対策	(1)発破時の粉塵、振動の発生	①粉塵、振動発生の抑制 ②粉塵、振動発生の制限度の管理 ③制限度超過時の家屋への被害調査及び補償等	<p>【①】現在、三井鉱山(株)時代に行っていた発破と比較して1/3程度の火薬量であり、粉塵、振動の発生は殆どありません。また、発破は1回/日の実施としています。</p> <p><詳細> ・発破の回数:1回/1日 時刻:正午(多少時差あり) ・発破の設置場所:穿孔(穴の大きさ)9.5cm、穿孔長(深さ)8~10m、孔数(穴の数)10~15個、火薬量:ANFO爆薬570kg/日平均(適正量以下) ・発破により掘削場所に亀裂を入れ、その後重機にて掘り出す。 上記体制を今後も維持します。</p> <p>【②】国の指導(採掘基準)に基づき、地域住民への影響のない操業を順守します。</p> <p>【③】国の指導基準を超過する恐れがある場合には、地域調査を実施するなど、早急な対応に努めます。</p>
	(2)降灰の家屋汚損・屋上温水器機能低下	①降灰発生時の影響範囲の確定 ②家屋への影響調査 ③家屋への被害発生時の補償対応等	<p>【①】現在、2-(1)-①の埋設発破により採掘を実施しており、併せて、重機等による粉塵防止のため、散水車(10t車)2台により、6~8回/日程度散水を実施しており、降灰が発生することはありません。また、仮に降灰が発生した場合は、原因調査を実施し、再発防止に努めます。</p> <p>【②】家屋への被害報告があった場合は、早急に現地調査を実施し、対応に努めます。</p> <p>【③】現地調査の結果、操業者側に瑕疵があった場合は、補填対応に努めます。</p>

関の山鉱山権売却に係る地元要望事項一覧(回答案)

区分	主項目	対策方針	具体的取り組み
3 農地対策	(1)青物・花卉・果樹等の品質低下	①農作物等への影響調査 ②農作物等への被害発生時の補償対応等	2-(1)-①②に同じ
	(2)ビニールハウスの射光・保温障害	①降灰発生時の影響範囲の確定 ②農作施設への影響調査 ③農作施設への被害発生時の補償対応等	2-(2)-①②③に同じ
	(3)庄内地区全域の灌漑農地に支障を来す恐れがある。	①粉塵、振動、降灰等の影響範囲等の調査 ②調整池対策 ③影響を受ける農業施設への補償対策	【①】2、3、と同様に影響は無いものと考えております。 【②】採掘終了時には、調整池(ため池)が出来上がるように採掘を行います。また、状況に応じてポンプ等の設備設置を検討します。 【③】現在設置している(入水地区)ポンプ施設の維持管理について、採掘操作中は継続対応を実施します。
4 環境保全	(1)関の山は庄内のシンボル	①飯塚市側からの景観について配慮	【①】庄内地区側に影響の無いよう、田川市側から採掘を進めます。その際、景観に出来る限り影響の無いよう配慮に努めます。 また、採掘終了場所については、植林等を行い環境保全に努めます。
	(2)遠足・登山の利用者が多い	①登山者の登山(遊歩)道の確保 ②頂上登頂者の休息所確保	【①②】関の山頂上付近までの採掘は、今回、事業協議の内容には含んでおりません。よって、登山道及び休息所については確保できるものと考えております。また、庄内地区側に影響のある場合には、飯塚市、近隣自治会等との事前協議の上、対応を行います。
	(3)鑑賞庭園の品位下落	①飯塚市側からの景観について配慮	4-(1)-①に同じ
	(4)生態系に悪影響を与える	①生態系の現状調査 ②開発による影響実態(過去の例等)	【①】今回取得を目指しています区域のうち、採掘実施区域は田川地区を含めた全区域と比べて7%程度であり、生態系に影響が出るものではないと考えております。また、採掘終了場所については植林等を行い、環境保全(リハビリ)を行う義務がありますので、その対応に努めます。 【②】過去の生態系の影響について、大きな変化はあっていないものと考えております。
5 その他	(1)採掘期間等		【①】鉱業権取得後は、諸手続き(保安林解除や伐採等)が必要なため、採掘着手迄かなりの期間(5年程度)を要するものと考えております。また、採掘期間は採掘着手後の実施状況にも依りますが、15年間前後となる見込みです。
	(2)水路(みずみち)		【①】海拔0m以下は採掘しない予定なので、地下の水路に影響を与えることは無いものと考えております。